

平成26年度（第5回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成26年8月7日（木）

第5回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成26年8月7日(木) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西謙讓

議 事

第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第24号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第26号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1番	宇井良子	2番	尾鷲壽夫	3番	吉川きり子	4番	小山喜行
5番	坂田莞爾	7番	坂本渡	8番	芝崎憲年	9番	鈴木利朗
10番	竹田敏明	11番	地當博己	12番	角是明	13番	中谷清可
14番	中村省一	15番	西謙讓	17番	東地寧司	18番	平崎茂樹
19番	福島雄一	20番	増本昌弘	21番	山下敏文	22番	吉井孝夫

欠席委員

6番 阪田洋好 16番 西 豊

出席した職員

森嶋・松山

議長	<p>それではただいまから、平成26年度第5回串本町農業委員会定例会を始めます。本日欠席届の出ている委員は6番の阪田洋好委員と16番の西豊委員です。本日の会議録署名委員は、3番の吉川委員、4番の小山委員を指名します。本日の議案は6件となっております。</p> <p>非常に暑い日が続いており、先日台風により大雨が続きました。皆さん方の田畑も冠水したところもあったんじゃないかと思います。皆さん方の作業も熱中症等の体調管理には十分気をつけて頂きたいと思います。</p> <p>それでは早速議題に入ります。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。竹田委員については、議案の当事者となりますので退席をお願いします。</p> <p>(竹田委員退席)</p>
議長	それでは事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	それでは、現地調査委員の報告をお願いします。
中村委員	14番、中村です。
議長	14番、中村委員。
中村委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
坂田委員	5番。
議長	5番、坂田委員。
坂田委員	隣接地は譲受人が所有しているんですか。
中村委員	公図でみると、隣接の602-1を本人が所有しており、現在耕作しております。この602-1と線路との間の土地が申請地で、現在は藪のよ

	うな状態です。
坂田委員	分かりました。
議長	よろしいですか、他にございませんか。無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。
	(竹田委員入室)
議長	次へまいります。議案第24号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
角委員	12番、角です。
議長	12番、角委員。
角委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
東地委員	17番、東地です。
議長	17番、東地委員。
東地委員	これはもう宅地になってるんじゃないのですか。5条許可も得ているのに。なぜあえてまた2条で出してくる必要があるのか。

議長	事務局。
事務局	おっしゃられるように転用許可を得ているので宅地に変わってなかったらおかしいんですが、登記簿上の地目については本人が農業委員会の許可証をもって地目変更手続きを法務局でしないと変更されません。途中まで家を建てようとしていたような形跡があるんですが、実際建築されていないので地目が変更されておられません。そのためまだ農地法の制限がかかるため今回の申請に至っております。
東地委員	ということは結局、ご本人さんが生存している間に宅地への転用は出来なかったということですね。
事務局	はいそうです。以前にもこういったケースがあったんですが、許可というのは亡くなったその方に対して出したものであって、他の第三者がその許可証を持って地目を変更することはできません。
東地委員	でもこれは相続やったら農業委員会通らなくてもそのままいくんではないの。
議長	事務局。
事務局	元々の所有者は旦那さんもお亡くなりになっていて、お子さんもいなかったため、いわゆる法定相続人というのがおりませんでした。そして遺言状により、甥っ子さんにあたる井口さんに特定遺贈というかたちで今回申請があがってきています。
議長	18番、平崎委員。
平崎委員	特定遺贈ということだけれども、この辺は事務局の方で確認はしているのか。
事務局	関係性が確認できる戸籍・住民票と、遺言書の写しも一緒に添付されており確認しております。
議長	他にございませんか。

	<p>このようなケースはこれからもあると思います。何かに転用しますということで許可を下ろして、ついそのままになってしまうケース。皆さんこのようなケースがないように、日頃から転用許可のあった場所を通る際は、状況がどうなってるか確認するなどして、日頃から委員として気をつけて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>他に質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
芝崎委員	<p>8番、芝崎です。</p>
議長	<p>8番、芝崎委員。</p>
芝崎委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案どおり承認することに決</p>

	<p>定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第26、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
小山委員	4番、小山です。
議長	4番、小山委員。
小山委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
坂田委員	5番、坂田です。
議長	5番、坂田委員。
坂田委員	これは次の27号議案と関連があるように思うんですが。一括して審議というのは考えてないんですか。下限面積の1000㎡という部分に対することだと思っんですが。その方がわかりやすいと思うんですが。その辺どうでしょうか。
議長	まあそういった部分も推し量れるわけですが。とくにこちらとしては何も特段聞いていないわけですけども。本人から申請が出ている以上それに従い審議するしかないとも思います。
坂田委員	下限面積については、何とか撤廃してやれんかと思うわけです。次の27号議案との関連も含めて私は賛成です。
議長	今話に出た下限面積については、また改めて議論する必要も今後あるかどうかと思いますが。まあ今回のこともその辺の関連はあると思いますけれど

	<p>も。他にご意見ご質問等ございませんか。質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案とおりに承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>
議長	<p>続きまして現地調査委員の報告をお願いします。</p>
地當委員	<p>11番、地當です。</p>
議長	<p>11番、地當委員。</p>
地當委員	<p>(担当委員の現地調査説明等)</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。</p>
議長	<p>何もございませんか。無いようですのでお諮りを致します。本案については原案通り可決することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については原案とおりに承認することに決定致しました。</p> <p>次へまいります。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い朗読)</p>

議長	続きまして現地調査委員の報告をお願いします。
竹田委員	10番、竹田です。
議長	10番、竹田委員。
竹田委員	(担当委員の現地調査説明等)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの現地調査報告並びに事務局からの提案趣旨説明について、質疑のある方ございませんか。
議長	何もございませんか。無いようですのでお諮りを致します。本案については原案通り可決することに異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については原案とお承認することに決定致しました。 これで本日予定していた議案は全て終了しました。ありがとうございました。それでは、その他について、事務局から何かありませんか。
事務局	(事務局から10月6日開催予定の農業委員研修について説明を行う。10月10日定例会予定であったが、定例会も研修会と同じ日で日程調整を行うことで決定)
議長	皆さんの方から何かございませんか。 (山下委員より、鬮野川の町道で、道が狭いために車が脱輪してしまう事故が多いため、農道としての利用も多いことから、農業委員会として、町へ要望をあげていってはどうかと提案あり。もう1点、河川の掃除、改修等についても提案あり。委員間で協議の結果、各地域・各区で要望していくべき事案であろうという判断に。)
議長	以上をもちまして。平成26年度第5回定例会を閉会致します。ありがとうございました。

午後 2 時 4 0 分 定例会終了